

2)返金規定

前項の規定に関わらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、甲は、乙に対し、当該事由の発生日から1カ月以内にこれを通知して、当該応募者に係るコンサルティングフィーを下記の要領に従い算定することを求めることができるものとする。この場合において、乙は、前項に基づき甲が支払うべきコンサルティングフィーの額から下記の要領に従い算定した額を控除して請求し、または、下記の要領に従い算定した額を甲に返還するものとする。なお、返還する場合の振込手数料は乙の負担とする。

(1) 応募者が甲に入社後、明らかに当該応募者の責により甲から解雇された場合

(2) 応募者が自己都合によって退職した場合

記

入社日から1カ月以内 コンサルティングフィーの50% (消費税別)

入社日から2カ月以内 コンサルティングフィーの30% (消費税別)

入社日から3ヶ月以内 コンサルティングフィーの10% (消費税別)

但し、甲が応募者を採用する際に、求人票と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくは締結を求めたために当該応募者が退職した場合、求人票と異なる労働条件の変更を応募者に求めたために当該応募者が退職に至った場合、若しくは雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該応募者が退職に至った場合、または甲が本項各号の事由の発生日から3カ月以内にこれを乙に通知しなかった場合には、乙はコンサルティングフィーの減額又は返還を行わないものとする。